

1. 開会日時・場所

日時 令和4年3月25日(金) 午後2時00分  
場所 三原リージョンプラザ南館2階 第2研修室

2. 委員の出席状況

出席委員 農業委員 18名 議席番号・氏名 次のとおり

1番	田坂 友彦	2番	寶田 清隆	3番	新庄 實雄
4番	佐々木 昭和	5番	井長 哲	6番	阪井 瑞枝
7番	橋本 宏明	8番	信藤 延夫	9番	—
10番	堀本 隆司	11番	山口 郁恵	12番	久留本 忠美
13番	河村 博	14番	花山 哲男	15番	今田 正道
16番	郷谷 幸男	17番	林 壽彦	18番	山口 龍子
19番	武郷 勝巳				

欠席委員

9番 上田 励二

3. 議事録署名人

6番 阪井 瑞枝 16番 郷谷 幸男

4. 議事説明員・職・氏名

事務局長 岡 泰彦 係長 東 徹 主任 茂見 鉄平 主事 檀上 周  
農林水産課 主任主事 浅沼 真実 主事 河野 夏月

5. 審議事項

第17号議案 農地法第3条の規定による許可申請について  
第18号議案 農地法転用許可後の事業計画変更承認申請について  
第19号議案 農地法第5条の規定による許可申請について  
第20号議案 非農地証明申請について  
第21号議案 農用地利用集積計画について  
第22号議案 農用地利用集積計画について  
第23号議案 農用地利用配分計画について  
第24号議案 農地法に基づく三原市農業委員会の「別段面積」の定めについて

6. 報告協議事項

1. 農地法関係諸証明事務等について
2. その他

7. 議事の内容

開会 午後2時00分

—議長開会挨拶—

議長 本日の出席委員は19名中、18名で定足数に達しておりますので、第3回総会は成立しております。

なお、「9番 上田委員」から欠席する旨、通告がありましたので報告いたします。

会議規則第16条の規定により、議長において議事録署名者に、6番 阪井委員、16番 郷谷委員を指名します。

議長 それでは、申請に基づく議題に入ります。

議事日程は、日程第1を第17号議案とし、逐次、議案番号の順序によるものとしますが、先ほど、事務局から提案のありましたように、日程第5第21号議案から日程第7第23号議案を先に審議します。

議案書をご覧ください。

議長 日程第5 第21号議案を上程します。  
「農用地利用集積計画」について、三原市長から決定を求められるものです。  
第21号議案に係る資料21の第1番から第1100番について審議します。  
本議案は、「農業委員会等に関する法律」第31条第1項の「議事参与の制限」の規定により7回に分けて審議しますが、最初に全体計画の説明を受けた後、個別の案件について審議します。  
担当者の説明を求めます。

事務局 第21号議案の説明に入る前に1点訂正がございます。  
この度予定している利用権設定のうち、農地の受手である大和町の〇〇が、3月15日に亡くなられました。予定されていた利用権設定は、〇〇の息子である〇〇が引き継がれることになりましたので訂正をお願いします。資料21の37ページ632番、633番、636番～640番、38ページに移りまして663番、39ページに移りまして672番～675番、61ページに移りまして1069番～1075番の合計19筆分となります。  
それでは、第21号議案 農用地利用集積計画について説明いたします。  
この農用地利用集積計画の決定は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、三原市長からの令和4年3月7日付け文書番号第2904号によって決定を求めるものです。  
今回、利用権設定を計画する農用地は、議案書8ページの中段に記載の「地域別面積集計表」に記載しております。  
〇〇地域で、件数154件、筆数296筆、面積464,640㎡  
〇〇地域で、件数81件、筆数146筆、面積213,770.77㎡  
〇〇地域で、件数60件、筆数171筆、面積264,318㎡  
〇〇地域で、件数136件、筆数487筆、面積817,827㎡  
合計で431件、1,100筆、面積1,760,555.77㎡の農用地利用集積計画が提出されています。  
利用権を設定する農用地については、資料21の1ページから63ページに記載しており、利用権の開始予定日は全て令和4年4月1日です。  
全体説明は以上です。

議長 これからは、個別に審議します。  
はじめに、資料21の借手が農事組合法人〇〇の案件を審議しますので、〇〇番委員の退席を求めます。

・・・委員退席・・・

それでは、担当者の説明を求めます。

事務局 それでは説明します。  
〇〇地域で件数43件、筆数77筆、面積128,251㎡、〇〇地域で件数3件、筆数3筆、面積4,632㎡、農地の受け手は農事組合法人〇〇です。  
以上で説明は終わります。

議長 担当者の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。  
ただ今審議しました本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり承認決定されました。〇〇番委員は入室してください。

・・・委員入室・・・

議 長 続いて資料 21 の 293 番を審議しますので、〇〇番委員の退席を求めます。

・・・委員退席・・・

議 長 それでは、担当者の説明を求めます。

事務局 それでは説明します。  
〇〇地域で件数 1 件、筆数 1 筆、面積 447 m<sup>2</sup>、農地の受け手は〇〇です。  
以上で説明は終わります。

議 長 担当者の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。  
ただ今審議しました本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり承認決定されました。〇〇番委員は入室してください。

・・・委員入室・・・

議 長 続いて資料 21 の 355 番を審議しますので、〇〇番委員の退席を求めます。

・・・委員退席・・・

議 長 それでは担当者の説明を求めます。

事務局 それでは説明します。  
〇〇地域で件数 1 件、筆数 1 筆、面積 1,344 m<sup>2</sup>、農地の受け手は〇〇です。  
以上で説明は終わります。

議 長 担当者の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。  
ただ今審議しました本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり承認決定されました。〇〇番委員は入室してください。

・・・委員入室・・・

議 長 続いて資料 21 の 450 番を審議しますので、〇〇番委員の退席を求めます。

・・・委員退席・・・

議 長 それでは担当者の説明を求めます。

事務局 それでは説明します。  
〇〇地域で件数 1 件、筆数 1 筆、面積 609 m<sup>2</sup>、農地の受け手は農事組合法人〇〇です。  
以上で説明は終わります。

- 議 長 担当者の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。
- ・・・挙手なし・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。  
ただ今審議しました本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり承認決定されました。〇〇番委員は入室してください。
- ・・・委員入室・・・
- 議 長 続いて資料 21 の借手が株式会社〇〇の案件を審議しますので、〇〇番委員の退席を求めます。
- ・・・委員退席・・・
- 議 長 それでは担当者の説明を求めます。
- 事務局 それでは説明します。  
〇〇地域で件数 5 件、筆数 8 筆、面積 20,180 ㎡、農地の受け手は株式会社〇〇です。  
以上で説明は終わります。
- 議 長 担当者の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。
- ・・・挙手なし・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。  
ただ今審議しました本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり承認決定されました。〇〇番委員は入室してください。
- ・・・委員入室・・・
- 議 長 続いて資料 21 の 664 番から 667 番を審議しますので、〇〇番委員の退席を求めます。
- ・・・委員退席・・・
- 議 長 それでは担当者の説明を求めます。
- 事務局 それでは説明します。  
〇〇地域で件数 2 件、筆数 4 筆、面積 4,553 ㎡、農地の受け手は〇〇です。  
以上で説明は終わります。
- 議 長 担当者の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。
- ・・・挙手なし・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。  
ただ今審議しました本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願

います。

議 長 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり承認決定されました。〇〇番委員は入室してください。

・・・委員入室・・・

議 長 続いて、先ほど審議した議事参与の制限の案件を除く、第 1 番から第 1100 番を審議します。  
担当者の説明を求めます。

事務局 それでは説明します。  
〇〇地域で件数 110 件、筆数 218 筆、面積 335,942 m<sup>2</sup>、〇〇地域で件数 77 件、筆数 142 筆、面積 207,794.77 m<sup>2</sup>、〇〇地域で件数 54 件、筆数 162 筆、面積 243,529 m<sup>2</sup>、〇〇地域で件数 134 件、筆数 483 筆、面積 813,274 m<sup>2</sup>、農地の受け手は農用地利用集積事業計画のとおりです。  
以上で説明は終わります。

議 長 担当者の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。  
ただ今審議しました本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。  
よって、第 21 号議案について、第 1 番から第 1100 番は、全て原案のとおり承認決定されました。

議 長 次に、日程第 6 第 22 号議案を上程します。  
「農用地利用集積計画」について、三原市長から決定を求められるものです。  
第 22 議案に係る資料 22 の第 1 番から第 13 番について審議します。  
担当者の説明を求めます。

事務局 それでは議案書 9 ページをご覧ください。第 22 号議案農用地利用集積計画について説明します。

この農用地利用集積計画につきましては、農地中間管理機構を活用し、農業経営基盤強化促進法の規定により利用権設定するもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により決定を求めるものです。

今回、農地の貸し手から農地中間管理機構に利用権設定を計画する農用地は議案書の中段に記載の「地域別面積集計」に記載しております。

〇〇地域から件数 2 件、筆数 13 筆、面積 19,496 m<sup>2</sup>が提出されています。

なお、利用権を設定する農用地については、資料 22 の 2 ページに記載しています。

今回の利用権設定については、申請者からの申し出に基づくものです。

以上で説明を終わります。

議 長 担当者の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。  
農用地利用集積計画の第 1 番から第 13 番は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

- 議 長 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり承認決定されました。
- 議 長 次に、日程第7 第23号議案を上程します。  
「農用地利用配分計画」について、三原市長からの諮問です。  
第23号議案に係る資料23の第1番から第13番について審議します。  
担当者の説明を求めます。
- 事務局 それでは議案書10ページをご覧ください。第23号議案 農用地利用配分計画について説明します。  
該当する農用地利用配分計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農地中間管理機構から農地の受け手に対して農地の貸し付けを行うもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見を求めるものです。  
今回、農地の受け手に対して貸し付けを計画する農用地は、議案書中段に記載の「地域別面積集計」に記載しております。  
〇〇地域から件数1件、筆数13筆、面積19,496㎡について意見を求めます。  
利用権を設定する農地については、資料23の2ページに記載しておりますのでご覧ください。  
以上で説明を終わります。
- 議 長 担当者の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。  
  
・・・挙手なし・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。  
農用地利用配分計画の第1番から第13番は、原案のとおり承認することについて、賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。  
よって、農用地利用配分計画について、第1番から第13番は、全て原案のとおり承認されました。  
ここで、農林水産課の職員は説明が終わりましたので退席します。お疲れ様でした。
- 議 長 次に、日程第1 第17号議案を上程します。  
農地法第3条の規定による許可申請について、第25件から第33件を審議します。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書1ページをご覧ください。第17号議案 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。  
第25件は、〇〇から、沼田東町納所の〇〇が、沼田東町納所〇〇 地目：田 180㎡を、隣接する田の一部と交換するため譲り受けるものです。  
第26件は、〇〇から、沼田東町片島の〇〇が、沼田東町片島〇〇 地目：田 1,701㎡を、以前から耕作管理しており、規模拡大のため譲り受けるものです。  
第27件は、〇〇から、沼田東町釜山の〇〇が、沼田東町末広〇〇 ほか1筆 地目：田 合計2,863㎡を、以前から耕作管理しており、規模拡大のため譲り受けるものです。  
第28件は、〇〇から、沼田西町惣定の〇〇が、沼田西町惣定〇〇 地目：田 603㎡を、農業経営拡大のため譲り受けるものです。  
第29件は、〇〇・〇〇から、本郷北3丁目の〇〇が、本郷北2丁目〇〇 ほか7筆 地目：田 合計2,161㎡を、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。  
第30件は、〇〇から、本郷町南方の〇〇が、本郷町南方〇〇 地目：田 665㎡を、以前から耕作管理しており規模拡大のため譲り受けるものです。  
第31件は、〇〇から、中之町南の〇〇が、久井町荻原〇〇 ほか3筆 地目：田 合計7,965㎡を、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。  
第32件は、〇〇から、久井町羽倉の〇〇が、久井町羽倉〇〇 ほか1筆 地目：畑 合計291㎡を、新規就農のため空き家とともに譲り受けるものです。当該案件は、第2回定例総会で別段面積の特例区域が設定された農地です。

第 33 件は、〇〇から、大和町萩原の〇〇が、大和町萩原〇〇 地目：田 2,624 m<sup>2</sup>を、耕作中の田と隣接しており、規模拡大のため譲り受けるものです。

以上、第 25 件から第 33 件の案件は、全て農地法第 3 条の許可要件を満たしております。農地法第 3 条による許可申請の説明は以上です。

議 長 地元委員の調査報告を求めます。

2 番 第 25 件から第 27 件が担当地区なので、続けて報告します。

第 25 件、3 月 20 日に私と 24 番推進委員と現地を確認しました。場所は国道にかかる〇〇橋から土手を本郷方面に 200m ぐらい行った土手下です。周りは畑であり別段問題ないと思います。

第 26 件、これも 3 月 20 日に私と 24 番推進委員と現地を確認しました。場所は三原竹原線にある〇〇の東側にあたります。周りは圃場整備された土地で、昨年度も米を作られており問題ないと思います。

第 27 件、場所は同じ三原から竹原に通じる県道の〇〇に入る信号の手前、北側の下にあります。これも先ほどと同じように別に問題ないと思います。

15 番 第 28 件、3 月 21 日に私と 23 番推進委員と関係者などで現地確認をいたしました。圃場整備された農地で、譲受人が管理しておりまして、引き続き管理をしていくとのことと問題ないと考えます。

17 番 第 29 件、3 月 21 日に 27 番推進委員と現地確認を行いました。先ほど事務局の説明があったとおり問題ないと思います。

4 番 第 30 件、3 月 20 日に申請者立ち合いのもと、29 番推進委員と現地を確認いたしました。すでに耕作管理されており、事務局の説明どおり問題ないと思います。

14 番 第 31 件、3 月 21 日に 13 番委員・30 番推進委員・32 番推進委員と 4 名で現地を確認いたしました。4 ヶ所とも圃場整備されている圃場になります。ですからきちんと整備されておりまして、耕作にも問題ないと思います。事務局の説明どおりと思いますので、よろしくお願ひします

1 番 第 32 件、3 月 20 日に 3 番委員・31 番推進委員・33 番推進委員と現地確認を行いました。事務局説明どおりで問題ないと思います。

11 番 第 33 件、3 月 20 日に 35 番推進委員と現地を確認いたしました。事務局の説明どおりで問題ありません。

議 長 地元委員の調査報告は承認であります。  
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願ひます。

・・・挙手なし・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。  
農地法第 3 条の規定による許可申請、第 25 件から第 33 件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願ひます。

議 長 挙手多数であります。  
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長 次に、日程第 2 第 18 号議案を上程します。  
転用許可後の事業計画変更承認申請について、第 5 件から第 6 件を審議します。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 4 ページをお開きください。第 18 号議案 転用許可後の事業計画変更承認申請について説明します。

第 5 件は、本郷町本郷〇〇 東本通土地区画整理区域内・仮換地〇〇街区〇〇について、

当初、株式会社〇〇が令和3年1月25日付けで農地法第5条許可を受け建築した住宅を、この度、〇〇が購入することとなりましたが、区画整理事業施行中により地目変更が行えないため、事業計画を変更し、所有権を移転するものです。

事業計画変更後の農地転用については、第19号議案 農地法第5条の規定による許可申請第32件において審議いただきます。

第6件は、本郷町本郷〇〇 東本通土地区画整理区域内・仮換地〇〇街区〇〇について、当初、株式会社〇〇が令和3年6月28日付けで農地法第5条許可を受け建築した住宅を、この度、〇〇が購入することとなりましたが、区画整理事業施行中により地目変更が行えないため、事業計画を変更し、所有権を移転するものです。

事業計画変更後の農地転用については、第19号議案 農地法第5条の規定による許可申請第33件において審議いただきます。

転用許可後の事業計画変更承認申請についての説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。  
転用許可後の事業計画変更承認申請、第5件から第6件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長 次に、日程第3 第19号議案を上程します。  
農地法第5条の規定による許可申請について、第28件から第37件を審議します。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書5ページをお開きください。第19号議案 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

はじめに、議案書の修正をお願いします。

第29件の転用目的の欄について、「太陽光パネル1,150枚 8棟」と記載していますが、正しくは「28棟」ですので、恐れ入りますが修正をお願いします。

それでは説明に移ります。

第28件と第29件は関連案件のため、合わせて説明します。

第28件は、〇〇から小坂町〇〇 ほか3筆 地目：田 合計3,225㎡について、第29件は、〇〇から小坂町〇〇 地目：田 1,223㎡について、株式会社〇〇が所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するもので、内容は太陽光パネル1,150枚、28棟、発電量249.9kw規模です。

第30件は、〇〇から有限会社〇〇が、沼田東町両名〇〇 地目：田 961㎡について、所有権の移転を受け、宅地に転用するもので、内容は分譲住宅用地4区画を造成するものです。

通常、住宅用地の造成のみを目的とする転用は許可できませんが、本件は、その例外規定である特定建築条件付売買予定地として申請されています。特定建築条件付売買予定地は、転用事業者と土地購入者が土地の売買契約を締結し、その後、概ね3ヶ月以内に転用事業者または転用事業者が指定する建設業者との間に、当該土地に建築する住宅の建築請負契約を締結すること等が許可条件となっています。

第31件は、〇〇から株式会社〇〇が、高坂町真良〇〇 地目：田 1,666㎡について、賃借権を設定し、併用地：山林132㎡と合わせて資材置き場として3年間の一時転用を行うもので、内容は碎石等2,100㎡です。

なお、本件は許可を得ることなく土地を造成し、無断で転用していることから、始末書の提出を求めて提出されています。

許可基準は、農地法施行令第11条第1項第1号「一時的な利用に供するために行うものであって、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められること」に該当します。

第32件と第33件は、先ほど18号議案で審議いただいた事業計画変更の案件です。

第32件は、株式会社〇〇から〇〇が、本郷町本郷〇〇 地目：田 221㎡ 東本通土地区

画整理区域内・仮換地〇〇街区〇〇 144.00 m<sup>2</sup>について、所有権の移転を受け、宅地に転用するもので、内容は住宅1棟です。

第33件は、株式会社〇〇から〇〇が、本郷町本郷〇〇 地目：畑 205 m<sup>2</sup> 東本通土地区画整理区域内・仮換地〇〇街区〇〇 198.28 m<sup>2</sup>について、所有権の移転を受け、宅地に転用するもので、内容は住宅1棟、駐車場3区画です。

第34件は、〇〇から〇〇が、本郷南1丁目〇〇 地目：畑 332 m<sup>2</sup>について、使用貸借権を設定し、宅地に転用するもので、内容は住宅1棟、駐車場3区画です。

第32件から第34件の許可基準は、「農地法第5条第2項第1号ロ(1)：市街地の区域又は市街化の傾向が著しい区域内にある農地は許可する」に該当します。

第35件は、〇〇から〇〇株式会社が、本郷町船木〇〇 地目：田 41 m<sup>2</sup>について、所有権の移転を受け、道路に転用するものです。

第36件は、〇〇から株式会社〇〇が、本郷町南方〇〇 地目：田 1,006 m<sup>2</sup>について、所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するもので、内容は太陽光パネル168枚、6棟、発電量49.5kw規模です。

第37件は、〇〇から〇〇が、本郷町南方〇〇 地目：田 368 m<sup>2</sup>について、使用貸借権を設定し、宅地に転用するもので、内容は住宅1棟、カーポート1棟です。

なお、本件は、許可を得ずカーポートを設置し、無断で転用していることから、始末書の提出を求めて提出されています。

第31件から第34件までの4件を除く申請地は、いずれも「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で、許可基準は「農地法第5条第2項第2号：申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

農地法第5条に係る許可申請についての説明は以上です。

議長 地元委員の調査報告を求めます。

19番 第28件・29件は同じ案件ですので、続けて報告いたします。

第28件、3月23日に22番推進委員と私と株式会社〇〇の担当者の3人で現地を確認しました。農地区分は第二種です。一応項目に基づいて質問をしたんですが、詳細については後日業者より隣接土地の地権者及び下流の水利権者へ説明がありますということでした。事務局の報告どおりで問題ないと思います。

第29件も隣接する土地で、内容もまったく同じ報告とさせていただきます。第二種です。

2番 第30件、3月20日に24番推進委員と現地を確認しました。周りは住宅で、農地はありません。問題ないと思います。農地区分は第二種です。

19番 第31件、3月23日に22番推進委員と〇〇の〇〇さんと3人で現地を確認しました。農地区分は第二種です。これは先ほど事務局から説明がありましたように、すでに砕石が置かれておりました。始末書も提出されているということで、私の方からは特にありません。内容的には、すでに山奥の田んぼが畑になっていたところの上に砕石が堆積しているので、現地を確認しようがないんですが、ただコンクリートブロックで防除がしてあったので、土砂の流出の問題はなかろうかと思います。

17番 第32件から34件まで続けて説明させていただきます。

第32件は令和3年第1回総会で、第33件は令和3年第6回の定例総会で議案として申請地の確認を行っております。既に区画整理事業で宅地造成された土地であり、事務局の説明どおり特に問題ありませんでした。農地区分は第三種です。

第34件、3月21日に27番推進委員と現地確認を行いました。先ほど事務局の説明のありましたとおり問題ありません。農地区分は第三種です。

7番 第35件、3月19日に私と28番推進委員と現地確認を行いました。現地は〇〇より北西約2.9km、JR山陽本線の南側に位置します。現在ある道路を拡幅するもので、特に問題ないと思います。農地区分は第二種です。

4番 第36件・37件は担当ですので、続いて報告させていただきます。

第36件、農地区分は第二種農地です。3月24日、施工会社立ち合いのもと29番推進委員と現地確認をいたしました。農振除外の時と設計図に相違があったので修正を依頼しました

ところ、訂正された設計図の提出を確認いたしましたので、問題ないと思います。

第 37 件、これも第二種農地です。同じく 3 月 24 日、申請者立ち合いのもと 29 番推進委員と現地確認をいたしました。自宅に隣接した農地を息子さんの宅地用に転用されるもので、問題ないと思います。

議 長 地元委員の調査報告は承認であります。  
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。  
農地法第 5 条の規定による許可申請、第 28 件から第 37 件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。  
可決されました第 28 件、第 29 件については、農地法第 5 条第 3 項の規定により広島県農業会議へ意見聴取し、「許可されることに異議ありません」の回答を得た場合には許可書を交付することに異議ありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議 長 異議がありませんので、そのように許可事務を進めます。

議 長 次に、日程第 4 第 20 号議案を上程します。  
非農地証明申請について、第 7 件から第 8 件を審議します。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 7 ページをご覧ください。第 20 号議案 非農地証明申請について説明します。  
第 7 件は、〇〇から、八幡町垣内〇〇 地目：田 2,115 m<sup>2</sup>について、昭和 40 年頃から耕作放棄し、現況地目：山林として申請されています。  
第 8 件は、〇〇から、鷺浦町須波〇〇 地目：畑 3,302 m<sup>2</sup>について、平成 10 年頃から耕作放棄し、現況地目：山林として申請されています。  
申請地は、いずれも「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当します。  
非農地証明申請についての説明は以上です。

議 長 地元委員の調査報告を求めます。

8 番 第 7 件、3 月 21 日に 21 番推進委員と現地を確認しました。現地は県道沿いにありまして、すでに檜などが生えており、山林化されております。農地区分は第二種です。問題ないと思います。

10 番 第 8 件、3 月 20 日に 26 番推進委員と現地を確認しました。事務局の説明どおりで、もう原野になっているので問題ないと思います。農地区分は二種農地です。

議 長 地元委員の調査報告は承認であります。  
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。  
非農地証明申請、第 7 件から第 8 件の本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり承認決定することに決しました。

- 議 長 次、日程第8 第24号議案を上程します。  
農地法に基づく三原市農業委員会の別段面積の特例区域の定めについて、第3件から第4件を審議します。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書11ページをお開きください。第24号議案 農地法に基づく三原市農業委員会の別段面積の特例区域定めについて説明します。  
第3件は、西野1丁目の〇〇が所有する、中之町5丁目〇〇 ほか1筆 地目：畑 合計465㎡について、将来荒廃農地となる恐れのある農地を取得し新規就農したいため、特例区域の設定を申し出たものです。  
第4件は、明神3丁目の〇〇が所有する、本郷北4丁目〇〇 ほか2筆 地目：畑 合計179㎡について、将来荒廃農地となる恐れのある農地を取得し新規就農したい希望者がいるため、特例区域の設定を申し出たものです。  
設定基準は、別段面積の特例区域設定要綱第2条第1項第2号「担い手への農地集積が見込まれず、かつ、荒廃農地または将来荒廃農地となる恐れがある農地であること」に該当します。  
農地法に基づく三原市農業委員会の「別段面積」の定めについての説明は以上です。
- 議 長 地元委員の調査報告を求めます。
- 16番 第3件、3月20日に20番推進委員と現地を確認しました。ニンニクなどの野菜を植えられるとのこと、特に問題ないと思います。
- 17番 第4件、3月21日に27番推進委員と現地確認を行いました。この土地は〇〇の近くにあります。小さい土地で確認が難しかったので、〇〇司法書士立ち合いのもと確認を行っております。空き家の近くで、担い手への集積は見込めないということです。
- 議 長 地元委員の調査報告は承認であります。  
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。
- ・・・挙手なし・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。  
農地法に基づく三原市農業委員会の別段面積の特例区域の定めについて、本議案に賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり決しました。
- 議 長 以上、「審議事項」を終了し、続いて「報告協議事項」に入ります。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局 1 農地法関係諸証明事務等について  
○農地法第3条の3第1項(権利取得の届出) 5件  
○農地法第4条の規定による農地転用届出受理 1件  
○農地法第5条の規定による農地転用届出受理 8件  
○農地法第5条の規定による許可不要案件 6件  
○農地法第3条に係る賃貸借契約の合意解約(18条6項)の通知 1件  
○取下願 1件  
○登記官等からの農地転用事実に関する照会 1件
- 2 その他  
○今後の日程  
令和4年第4回定例総会 4月25日(月)14時
- 議 長 その他、何かありませんか。

無いようなので、これもちまして総会を終了します。  
ご苦労さまでした。